

慶応三年七月十一日より慶応三年七月十三日まで

P8310698 right

十一日 戌 晴

竹内(日)より小君重病の旨、家来より文通有し、尋問旁着の義、右返書を兼一書遣す、多吉大助追に来る、着吹聴旁随事相談の為小笠原(勢)方へ行き、同人同道猶竹内へ

□□旁行き縷々申談、佐次金五等来りし旨、神戸村御用地(金)御下げ無しにて土木の

功手を下しかたき云々有し、右に付県令斉藤(六)明日上京並商社説諭一件出る諫、川にて夫々来会治定の手続相成旨咄し有し、吹田屋□撰津屋□より小品捧しにより固く卻く、着坂

御用状内状(加藤江戸掛りは云々見込)公書方司農(\*)一へ一書(山本長取人の義宅状、(持役吹聴、賀銀□□手形肩書、関本届物受取書書き込)等出す

佐次来る、右書状類、並今朝比留(半)受取、設楽(岩)さし越、細川越中守門意書(神戸地の図也)図らずとも渡し遣す

斉藤(六)来り、神戸村田畑代金御下けの義に付、明日上京いたし旨、江戸御用状届く多吉以下候段拝領

P8310698 left

物の義用達金御下□の義也、加州より内状(幸)プロイセン)公使九月上旬比上坂の旨也

十二日 亥 晴 当午暖度九十一度(撰氏三十三度)

卷(禮)初て来り面す、昨の御用状(森山(多)へ廻す、御城代邸へ至り着坂を届る無面会、森山(多)

来る、公事に下る、長坂(半)来る、当地御蔵奉行某の為周旋するによる

十三日 子 晴

郡司(幸)来り面す、森山(多)来る公事也、中村(良)来る面す、小笠原(勢)へ行く支配向人数割等の義による、斉藤(六)方より兼約の一小樽、廻し呉直に代価遣す(一円八百文)、支配向

御宛行(\*)高伺済

別帳伊勢守方よりさし越呉直に多吉、佐次方へ廻す、横山(半)着坂せしとて来る、森山(多)過(多)齊し

□談を残に来る、支配向願惣名前明細書渡し遣す、従者共へ中元賀銀為取遣す

\*1:司農は勘定奉行の事

\*2:宛行(あてがい)扶持米など給与されるもの

( )内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません

【文字判読不可】は、文章の一部に汚れがある、虫食いにより文字が無い等です。